

木 材 学 会 誌 投 稿 規 程

(2018年3月13日改定)

1. 投稿資格

投稿は、とくに依頼した場合を除き、日本木材学会正会員および学生会員に限る。ただし、筆頭者以外の共著者に非会員を含むことは差し支えない。また、海外在住の非会員からの投稿についてはこの限りではない。

2. 原稿の種類

2.1 原稿は木材や林産物に関連する内容であり、以下に定める論文（カテゴリーⅠ～Ⅲ）、総説、その他のいずれかとし、本文はすべて和文とする。原稿は、その内容が他の印刷物（講演などの要旨を印刷したものは除く）に投稿または掲載されていないものに限る。

2.2 論文 以下に定めるカテゴリーのいずれかに該当するものとする。

カテゴリーⅠ：理論、実験等に誤りがなく、新規性のある研究で、学術的に価値あるものとする。

カテゴリーⅡ：実測・実験・調査等に基づく資料性に富んだ研究で、当該分野の研究の進展に資料として役立つものとする。

カテゴリーⅢ：技術データや改良・提案などを含む実用性のある研究で、技術的、实际的に価値あるものとする。

著者が希望する場合、論文（カテゴリーⅠ、ⅡまたはⅢ）は速報として投稿することができる。編集委員会にて認められれば、他の原稿に優先して審査される。

2.3 総説 特定の課題に関する研究を広くかつ客観的に総括、説明したもので、その研究の推移、現状を知るために役立つものとする。

2.4 その他 解説、書評などで、会員に役立つ内容をもち、編集委員会で掲載を認めたものとする。

2.5 原稿の長さは、刷上りで論文は6ページ以内（速報の場合は4ページ以内）、総説は8ページ以内、その他は2ページ以内とする。超過分に対しては掲載料が割増となる。

3. 投稿手続き

3.1 原稿は本投稿規程および別に定める執筆要項を満たすものでなければならない。

3.2 原稿はすべて電子投稿とし、本学会ホームページに記載された投稿サイトで、指示されたすべての項目に入力し、3.3および執筆要項に

定めるファイルをアップロードすること。

3.3 投稿にあたっては、3.4に定める原稿送り状をMS Word形式の電子ファイルとすること。速報として投稿する場合は理由書を作成し、原稿送り状とともに一つの電子ファイルとすること。

3.4 原稿送り状には以下の項目をこの順序で記載すること。

1) 発送年月日、2) 著者名・所属、3) 表題、4) 原稿枚数（表紙、概要、本文、文献、表、図、写真それぞれの枚数。写真は図の内数として記載）、5) 原稿の種類（論文の場合はカテゴリーを記し、速報の場合は“速報”を付記する）、6) 別刷希望数、7) 責任著者（Corresponding author）の連絡先（住所、氏名、電話、Fax、E-mail）、8) 投稿経費負担先、9) 備考

4. 原稿の受付、受理および採否

4.1 原稿が投稿サイトにアップロードされ、投稿手続きが完了したことを編集委員会で確認した日を受付日とし、掲載可と判定された最終原稿が投稿サイトにアップロードされたことを編集委員会が確認した日を受理日とする。

4.2 原稿の採否は別に定める審査の基本方針に則って編集委員会で決定する。編集委員会は投稿原稿について訂正を求めることがある。訂正を求められた原稿が返送日から1カ月を越えて再提出された場合は、新規に投稿された原稿として取り扱う。

5. 投稿経費

5.1 著者は、掲載原稿について、別に定める経費を負担しなければならない。ただし、依頼した原稿についてはこの限りではない。

5.2 別刷は100部単位で最低100部購入しなければならない。

6. 著作権

本誌に掲載された記事についての著作権は日本木材学会に帰属する。なお、論文の筆頭著者が自身の学位論文に転載する場合に限り、出典を明記することを条件に紙媒体と電子媒体への使用を許可する。

7. ヒトおよび動物に関わる倫理規定

投稿論文がヒトおよび動物に関わる情報（運動行動データ、生体データ、遺伝子・ゲノム、個人情報、アンケートなど）を含む研究である場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26

年文部科学省・厚生労働省告示第3号）及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」（平成27年文部科学省・厚生労働省）等，ならびに「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号）等を遵守して行われたものでなければならない。執筆者が所属する組織に研究や実験の実施に係る倫理委員会が存在する場合，あるいは外部の倫理委員会に審査を依頼することが可能な場合には，当該の倫理委員会から承認を得るとともに，その旨を論文に

記載すること。記載のない場合については，編集委員長が著者に対して研究内容の確認を行うとともに，当該投稿論文の採択の可否について編集委員会に諮るものとする。なお，何らかのトラブルがあった場合でも日本木材学会は一切関知し得ないので，各執筆者が情報・内容に責任を持つものとする。

付）執筆要項，審査の基本方針，投稿経費単価は本誌の各巻1号に掲載する。

木 材 学 会 誌 執 筆 要 項

(2013年4月1日改定)

1. 原稿の形式と電子ファイル

- 1.1 原稿は、ワードプロセッサを用い、A4サイズ(縦置き、横書き)で上下左右2cm程度の余白をとり、1ページの字数が1000字(40字×25行)程度になるように仕上げる。
- 1.2 原稿は、表紙、概要(英文と和文)、本文、文献、図表の表題・説明の一覧、表、図とし、それぞれ別紙にこの順序で記載する。
- 1.3 表紙(原稿の1ページ目)には表題、著者名、英文表題、英文著者名、欄外表題をこの順序で記載し、脚注として所属機関名(和文と英文)と所在地(英文のみ)および責任著者(corresponding author)の氏名(英文のみ)とE-mailアドレスを記入する。なお、継続した研究の場合は、文献の形式で前報の所在を、学会の大会等で発表した場合は、その会合名・開催年月・開催地を、それぞれ脚注として記載する。
- 1.4 投稿に際し、1.2に定める図以外の原稿は、MS Word形式の電子ファイルとする。

2. 表 題

- 2.1 表題は簡潔で、原稿の内容を的確に表すものとし、“～に関する研究”や“～について”などの表現は避け、できるだけ略語は使用しない。英文表題も付記する。学名の命名者名は記載しない。
- 2.2 一連の内容を投稿する場合は、主題名の後に“(第1報)”,“(第2報)”,…(英文では“I.”,“II.”,…)などと記し、その原稿の内容を的確に表す副題を必ず付ける。
- 2.3 欄外表題は35字以内とし、副題のある場合はその内容を主とする。

3. 概 要

- 3.1 論文と総説には必ず英文および和文の概要を記載する。
- 3.2 概要は、英文100～300語、和文200～400字以内に要約し、それぞれ別紙に記載する。概要は、文末の結論(まとめ)とは異なることを十分に意識し、それだけで研究の主要な成果が具体的に分かるように簡潔に一段落で記す。本文中の図、表、文献、数式などは引用しない。式が必要な場合は式そのものを記載する。

4. キーワード

原稿の内容を的確に表す用語を英文のキーワードとして選択し、英文概要の後に記載する。キーワードは5個以内とし、1個のキーワードは3単

語以内とする。

5. 本 文

- 5.1 本文の区分けには1., 1.1, 1.1.1のようなポイントシステムを用い、それぞれ適切の大見出し(章), 中見出し(節), 小見出し(項)を記載する。さらに下位の区分けが必要な場合は(a), (b), …を用いる。
- 5.2 論文では、本文を緒言、理論、実験(方法)、結果、考察、結論に分けて記載する。ただし、不必要な項目は省略でき、結果と考察をまとめることもできる。
- 5.3 謝辞が必要な場合は、見出しを謝辞として本文の後に挿入する。研究助成金などによる研究の場合は、その旨謝辞に記載する。
- 5.4 文章は原則として常用漢字、現代かなづかいにより、口語体で簡潔明確に書く。
- 5.5 用語は原則として文部省編の「学術用語集」、JIS, JASに従う。ただし、木材組織用語は原則として国際木材解剖用語集(木材学会誌21巻9号参照)および材質に関する組織用語集(木材学会誌18巻3号参照)に従う。略語・略号は初出の個所で説明または定義してから使用することを原則とする。
- 5.6 動植物の和名は片仮名書きとする。学名はイタリック体とし、原稿の表題中に学名を含める場合は、命名者名を省略する。化合物名の片仮名による表記は日本化学会の日本語命名規則に従い、複雑な化合物名はIUPACの命名規則に従って英語名で記す。
- 5.7 数字の位取りの表示は0.524, 2483, 3.46×10^{-4} などの形式を用い、.524, 2,483, $3.46 \cdot 10^{-4}$ などの形式は用いない。
- 5.8 単位は原則としてSI単位を用い、その表示方法はJIS Z 8203に従う。
- 5.9 数学記号、量記号の表示方法はそれぞれJIS Z 8201, JIS Z 8202に従う。
- 5.10 数式は式として独立したものは $\frac{a}{b}$, $\frac{a+b}{c+d}$ のように、文中に出てくるものは a/b , $(a+b)/(c+d)$ のように書く。式番号は(1), (2), …のように通し番号とし、文中で引用する場合は式(1), 式(2)などとする。
- 5.11 脚注はページごとの通し番号として*¹, *²等の記号を用い、そのページの最下段に記載する。

5.12 イタリック、ボールドなどの字体や、数式、単位、量記号、化学式などの上付きまたは下付き文字は、ワードプロセッサの機能を利用して、最終的な印刷時の体裁とする。

6. 文 献

6.1 文献は本文での引用順に番号を付け、本文の後に一括して記載する。本文では¹⁾, ¹⁻⁵⁾, ^{1, 3-5)}などのように番号で引用する。

6.2 未発表のデータは引用文献とせずに本文中で注記する。ただし、論文として印刷中の場合は、投稿誌名の後に“(印刷中)”と表記して引用文献に含めることができる。

6.3 著者名は連名者を含めて全員を記載し、“ほか4名”、“*etal.*”などは用いない。

6.4 雑誌名は省略しすぎないことを原則に、最新の科学技術情報流通技術基準 SIST (<http://sti.jst.go.jp/sist/>) に準拠して略記する。同一雑誌が続く場合も“同上”とせずに雑誌名を記載する。

6.5 雑誌は巻と号を併記する。

6.6 文献の記載方法は以下の例に従う。

(a) 雑誌の場合

- 1) 仲村匡司：木材の見えと木質内装．木材学会誌 58(1), 1-10 (2012).
- 2) Ross, R. J., DeGroot, R. C., Nelson, W. J., Lebow, P. K.: The relationship between stress wave transmission characteristics and the compressive strength of biologically degraded wood. *Forest Prod. J.* 47(5), 89-93 (1997).
- 3) Ohashi, S., Okada, N.: Seasonal variations in the vessel size of temperate, diffuse-porous species and its relationship to leaf water potential. *For. Res., Kyoto* No. 78, 89-95 (2012).

(b) 単行本の場合

- 4) 福島和彦：リグニンの生合成．“木質の化学”，日本木材学会編，文永堂出版，東京，2010，pp. 22-36.
- 5) Harada, H.: Ultrastructure and organization of gymnosperm cell walls. “Cellular ultrastructure of woody plants”, Côté, W. A. Jr. ed., Syracuse University Press, Syracuse, NY, 1965, pp. 215-233.

(c) 要旨集，講演集などの場合

- 6) 澤田 圭，戸田正彦：木造軸組住宅の根継ぎ方法に関する研究. 日本建築学会学術講演梗概集，構造Ⅲ，2010，pp. 211-212.

- 7) Higaki, A., Yoshinaga, A., Kadowaki, Y., Takabe, K.: Distribution of lignin and xylan in differentiating xylems of *Mallotus japonicus* and *Betula grossa* under tension stress. Proceedings of Lignobiotech II Symposium, Fukuoka, Japan, 2012, p. 94.

(d) 特許の場合

- 8) 服部順昭，安藤恵介，原田寿郎，宮林正幸，塩崎征男：耐火集成材，特許第4958098号(2006).
- 9) Martin, J., Mcarthur, P., Tilleard, R.: Chemical modification of lignocellulosics material, WO/2010/089604.

(e) 規格の場合

- 10) JISZ2101：木材の試験方法．日本規格協会(2009).

(f) Online First の場合

- 11) Slifka, M. K., Whitton, J. L.: Clinical implications of dysregulated cytokine production. *J. Mol. Med.* DOI: 10.1007/s001090000086 (2009).

(g) ウェブサイトの場合

- 12) LCA 日本フォーラム：LIME2係数リスト，<http://lca-forum.org/database/impact/> 2013年1月1日参照.

7. 図および表

7.1 図(写真，グラフを含む)および表はそれぞれ本文での引用順に番号を付け，1件ごとに別紙とする。本文には図および表のための空白を設けない。おおよその挿入位置を指示したい場合は，原稿の右欄外にそれらの番号を記入する。

7.2 図および表には簡潔で，内容をよく表す表題を付け，必要に応じて図の説明，表の注を付記する。表題，説明，注は，本文を参照しなくても，それだけで図や表の内容が理解できるように記述する。

7.3 図および表の表題，説明，注，図・表中の文字はすべて英文とし，番号は Fig. 1, Table 2 のように表記する(本文での引用にもこの表記を用いる)。表題，説明，項目名等は最初の文字のみ大文字とし，それ以下は，固有名詞や記号の場合を除き，すべて小文字とする。

7.4 表は刷上がり1ページに収まる大きさを限度とし，表題は表の上に，注は^{a)}, ^{b)}等の記号を用いて表の下に記載する。

7.5 写真以外の図は，図中の文字や数字を含めて，そのまま印刷できる状態に仕上げる。その際，図

はカラム幅（7 cm）またはページ幅（14 cm）で印刷されるので、縮小割合を考慮して線の太さ、文字の大きさ（縮小後の大文字の高さが2 mm程度になるのが望ましい）を決める。とくに必要があれば、刷上がり幅を指定する。

7.6 グラフなどのプロットには○, ●, △, ▲, ▽, ■, ×などのできるだけ簡単な記号を用いる。

7.7 写真は良好なコントラストを有する鮮明なものを用いる。写真中の文字や記号はそのまま印刷できる状態に仕上げる。顕微鏡写真などで拡大率を示す必要がある場合は、写真中に基準となる線

分（スケールバー）を記入する（図の表題や説明に倍率を記載することは認めない）。写真のカラー印刷、写真ページのアート紙使用を希望する場合は、原稿送り状の備考欄にその旨を明記する。この場合、著者は別に定める費用を負担しなければならない。

8. 投稿前の確認

学会ホームページにあるチェックリストにより、原稿が執筆要項に従っていることを投稿前に必ず確認する。

木材学会誌投稿経費

（2014年3月28日改定）

1. 掲載料（投稿規程5.1） 1 頁につき4,000円。ただし、論文（カテゴリーⅠ～Ⅲ）は6 頁、速報の場合は4 ページ、総説は8 頁、その他は2 頁を越える分については、0.5頁ごとに超過料金として、12,000円を掲載料に加算する。

2. 別刷代（送料を含む）（投稿規程5.2）

部 数	100	200	300
代 金（円）	10,000	20,000	30,000

なお、印刷完了後申込みの場合は次の特別料金となる。

部 数	100	200	300
代 金（円）	22,000	32,000	42,000

別刷は上記以外の部数は避ける。

3. 図版代（投稿規程5.1） 実費（1 図につき約450円）

4. 写真印刷経費（投稿規程5.1、執筆要項7.7） 実費（白黒写真は1 葉につき約800円、カラー写真は1 葉につき約32,000円）

5. アート紙印刷経費（投稿規程5.1、執筆要項7.7） 実費（アート紙使用の論文1 件当たり約12,000円）

6. 上記投稿経費には8 %の消費税を加算する。

以上は2014年4月1日より適用する。

“木材学会誌” 審査の基本方針

(2008年5月16日改定)

日本木材学会編集委員会

投稿された原稿（カテゴリーⅠ～Ⅲの論文，総説）は，木材や林産物に関連した内容を有し，その種類，カテゴリーに応じて審査を受け，その採否が決定されます。また，速報としての投稿の場合は，その必要性も審査されます。原稿内容の価値判断は読者によってなされ，原稿の内容に関する責任は著者に帰すものですが，審査ではその原稿が定められた基準を満たしているかどうか判断されます。日本木材学会編集委員会は，投稿原稿の審査の基本方針を次のように定めています。

1. 審査の目的

投稿された原稿（カテゴリーⅠ～Ⅲの論文，総説）が，審査の基準に照らして掲載可能か否かを判断するのが審査の目的です。

2. 審査の基準

投稿原稿は，木材や林産物に関連した分野における位置付けや貢献度などについて，次の項目に照らして審査され，掲載の可否が判定されます。ただし，カテゴリーⅠの論文には(1)，カテゴリーⅡの論文には(2)，カテゴリーⅢの論文には(3)が特に適用されます。一方，総説には(4)および(5)が適用されます。また，著者が速報を希望する場合には(1)，(2)または(3)に加えて，(6)が適用されます。

- (1) 新規性：原稿の内容が，公知，既発表，または既知のことから容易に導き得るものでないこと。
- (2) 資料性：実測・実験・調査等に基づく資料に富み，基礎資料として役立つこと。
- (3) 実用性：原稿の内容が実用面で有益で，価値ある結果やデータを含み，技術開発や実用化に役立つこと。
- (4) 網羅性：自分の研究紹介に偏ることなく，研究が広く紹介されていること。
- (5) 今日性：最近の研究の流れが的確に紹介されていること。
- (6) 速報性：原稿の内容が速報に値する価値があること。

さらに，原稿はその内容に誤りがなく有用で，読者が十分理解できるように簡潔，明瞭に記述され，信頼できるものであり，投稿規程・執筆要項に規定されたとおりに構成されていなければなりません。

3. 審査員

投稿された原稿の審査員2名は，編集委員会において決定されます。ただし，編集委員会から依頼された総説については審査員1名とします。

審査員の氏名は公表しません。著者との連絡はすべて編集委員会編集部が行い，審査員が著者と直接連絡をとらないこととします。

4. 審査の結果

原稿は，上記の基準に照らして総合的に審査され，次のいずれかに判定されます。

- (1) このまま掲載可。
 - (2) 指摘の点を検討のうえ，書き改めれば掲載可。
 - (3) 著者が訂正したのち，もう一度審査員がみる必要あり。
 - (4) 却下した方がよい（掲載するほどの内容を含まない場合および掲載すべきでない場合）。
- (2)，(3)と判定された原稿の場合は，掲載条件が具体的に示されるので，指摘にそって原稿を修正することになります。(2)の判定の場合は，重要な内容の訂正を掲載条件としないことが原則です。

審査員2名の場合は両者が，審査員1名の場合はその審査員が(1)と判定すれば，審査は終了し，掲載可となります。

審査員2名の場合に両者がともに(4)と判定した場合は，却下となります。

審査員2名の場合是一方が，審査員1名の場合はその審査員が(4)と判定した場合は，別の審査員によってさらに審査を行い，その審査員も(4)と判定すれば却下となります。

木材学会誌 論文の投稿から発効までの流れ

